

保存版

# 総会資料

令和3年度



国立市立国立第一中学校 P T A

## 令和3年度 P T A総会 議題一覧

### 議事 [1]

- 1) 令和2年度 活動報告
- 2) 令和2年度 会計報告
- 3) 令和2年度 会計監査報告
- 4) 令和3年度 活動計画 (案)
- 5) 令和3年度 予算 (案)

### 議事 [2]

- 1) 令和3年度 会則改定 (案)

### 議事 [3]

- 1) 令和3年度 P T A委員の承認
- 2) 令和2年度 P T A委員の解任

◆総会資料は1年間ご家庭で大切に保管してください。

## ごあいさつ

国立第一中学校 P T A  
令和 2 年度会長 鈴木 奈津紀

今年度も P T A 活動にご協力いただきありがとうございました。  
本来であれば直接ご挨拶すべきところですが当書面にて失礼いたします。

新型コロナウイルスの影響により学校生活や行事に大幅な変更があり、それに伴い P T A 活動も開始するのに一学期末まで待たなければならない状況でした。

保護者のみなさま、校長先生をはじめ関わってくださった先生方には、ご理解いただき対応していただいたこと感謝いたします。

今年度は前年度末からの休校から始まり

「ステイホーム」「3 密を避ける」「ソーシャルディスタンス」など新しい生活様式となり、その後も緊急事態宣言など初めてのことで考えることも多くありました。

「今だからできることは何か。知恵を出し合い考えてやっていきましょう」  
をテーマに P T A 活動に取り組みました。

会長会への参加や Z O O M を利用したオンラインでの運営委員会、グーグルフォームの活用など、P T A 活動を通じて多くのことを学ばせていただきました。

会長として至らないところも多々あったかと思いますが、無事に新年度の委員のみなさんに引き継ぐことができたこと。一緒にたくさんのことを乗り越えてくれた各委員、執行部のみなさんには心から御礼申し上げます。

そんな一年がまとめられている一冊です。  
ぜひご覧ください。

そして今後も P T A 活動にご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 令和2年度 活動報告

### ◆第1回運営委員会

8月22日(土) 11時～ 総出席者38名

#### <協議事項>

##### (1) 執行部

##### ① 会費集金方法変更について

コロナ禍を契機に、集金方法を従来の現金集金方式から銀行口座への振込方式へ変更を提案（効率化を図るため学年ごとに別の口座で入金管理）

→審議事項(1)－①

##### ② 運営委員会承認のための出席人数の変更について

コロナ禍における特例対応として、出席人数の制限を提案

各委員1名(連絡や協議がある場合は2名も可)、学年委員4名、執行部10名(当日の出席人数により適宜調整)、先生方3名

→審議事項(1)－②

#### <審議事項>

##### (1) 執行部

##### ① P T A会費集金方法変更について

→拍手多数にて承認

##### ② 運営委員会承認のための出席人数変更について

→拍手多数にて承認

##### ③ P T Aによる消毒液購入について（教育活動奨励費より支出）

学校、P T Aの共同使用を目的とした消毒液と石鹼の購入を提案

→現在学校の備蓄十分、消毒液は経過による蒸発の懸念もあるため、次回運営委員会へ持ち越し

##### (2) 三学年学年委員

##### ① 卒業時先生方に贈る色紙の購入について

各クラス2,000円を上限に予備費を使用することを提案

→拍手多数にて承認

### ◆第2回運営委員会

10月3日(土) 10時～ 総出席者28名

#### <協議事項>

##### (1) 執行部

##### ① P T A会則変更について

今後の金融機関における手続き効率化のため、現在の会則の一部変更を提案

→審議事項(1)－①

##### (2) 選出委員会

##### ① 選出委員会発行おたよりのオンライン化について

作業効率化のため、用紙発行をオンライン化に変更することを提案

(今年度は用紙・オンライン併用、クラス・氏名の記入は必須、連絡先は任意)

→審議事項(2)－①

#### <審議事項>

##### (1) 執行部

##### ① P T A会則変更について

→拍手多数にて承認

##### ② 教育活動奨励費の使用について

第1回運営委員会にて持ち越しとなった案件、学校側より購入依頼があったため、再度提案(ハンドソープ詰め替え 見積り金額 47,740円)

→拍手多数にて承認

##### (2) 選出委員会

##### ① 選出委員会発行おたよりのオンライン化について

→拍手多数にて承認

◆第3回運営委員会

<協議事項>

(1) 執行部

1月9日(土) 10時～ 総出席者 21名 (メイン会場 9人 オンライン 12人)

①補正予算について

コロナ禍により活動を縮小した委員会・サークルの予算を予備費に移行し、教育活動奨励費とする

(文化委員 50,000円 コーラス 8,000円 バレーボール 8,000円)

害虫対策(虫よけネット、防虫スプレー等)として使用することを学校側と検討中

※コロナ禍での緊急対応のため、運営委員会承認後臨時総会を経ず、直ちに補正予算案を執行するものとする

→審議事項(1)－①

<審議事項>

(1) 執行部

①補正予算について

→賛成多数により承認

◆第4回運営委員会

<協議事項>

3月6日(土) 10時～ 総出席者 22名 (メイン会場 13人 オンライン 9人)

なし

<審議事項>

(1) 執行部

①令和3年度活動計画案について

→賛成多数により承認

②令和3年度予算案について

→賛成多数により承認

③副会長及び会則改正について

・副会長を2名から3名に増員を提案

・会則 第七章 第十八条2について

『副会長三名以上』(保護者二名以上 教職員一名)と改正することを提案

→賛成多数により承認

④会計監査委員及び会則改正について

・会計監査委員を3名から2名に減員を提案

・会則 第八章 第二十四条について

『この会の経理を随時監査し、総会に報告するために二名の会計監査をおく』と改正することを提案

→賛成多数により承認

(2) 一学年学年委員

①クラス活動費について

先生方へ贈るメッセージ作成費用として、各クラス 2,000円を上限に予備費を使用することを提案

→賛成多数により承認

(3) A組学年委員

①クラス活動費について

先生方への花束代に予備費を使用することを提案

2,000円×3クラス=6,000円

→賛成多数により承認

## 会長・副会長

### < P T A運営・行事・その他 >

#### 【校内】

- ・運営委員会の開催 8/22 10/3 1/9 3/6
- ・ P T A保険更新手続き 7/4
- ・ P T A通帳名義変更手続き 8/22
- ・校内施設改善アンケート印刷・配布・回収・集計 9/1～9/25
- ・一中安全パトロール同行 9/23
- ・校内施設改善要望箇所点検 9/26
- ・国立市への校内施設改善要望書作成、提出 11/19 回答受け取り R3.2/26
- ・会計監査立ち会い R3.4/3
- ・委員選出の手紙配布 R3.4/6 4/7
- ・役割分担会開催 R3.5/8
- ・総会（書面）の開催 R3.5/21

#### 【校外】

- ・国立市 P T A会長協議会 8/24 10/1 11/4 12/11 2/15
- ・国立市立小中学校長・ P T A会長等連絡会 10/1

### < 学校の会議・行事への参加 >

- ・国立一中評議委員会 10/10
- ・新入生保護者説明会 1/11

## 書 記

### <主な活動内容>

#### 【総会関連】

- ・総会への出席、『総会報告』の作成・印刷・配布(5月)
- ・『総会資料』用活動報告書作成の依頼・回収・まとめ(1~4月)
- ・『総会資料』の作成・印刷・製本(3・4月)
- ・令和3年度運営委員会名簿および学年委員会名簿の作成(4・5月)

#### 【運営委員会関連】

- ・出席表および名札の作成(5・6月)
- ・各委員会の活動実績資料の作成(毎回)
- ・執行部会および運営委員会への出席、『運営委員会だより』の作成・HP掲載依頼(毎回)

#### 【その他】

- ・各委員会発行の印刷物の保存(通年)
- 

## 会 計

### <主な活動内容>

#### 【PTA会費の集金・管理】

- ・PTA会費集金は、例年、現金での集金を実施していましたが、今年度より銀行口座への振り込みに変更いたしました。
- ・各委員会の活動費は、例年では年度初めに予算金額を現金一括前渡しし、年度末に精算する方法をとっていましたが、今年度より少額費用は一旦立て替えいただき事後精算、高額の請求書は会計より直接振り込みする方法に変更いたしました。

#### 【保険契約】

- ・6月、PTA総合補償保険の今年度更新手続き／支払いを完了しました。

#### 【会計報告書・予算書】

- ・3月に会計を締めたのち、会計監査を受け、来年度予算作成となります。

#### 【PTA備品購入等】

- ・コピー用紙、トナーの購入を実施しました。

## 給食委員会

給食委員会としての活動は、月1回程度の定例会開催、給食センターで行われる献立作成委員会・物資納入選定委員会への出席、第2給食センターでの試食会、校内での試食会・給食試食参観の開催です。主に、給食センターと学校、保護者の皆様との橋渡し役を担っています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、定例会、給食センターと校内での試食会、試食参観は中止となりました。

### 【献立作成委員会】……8月を除き毎月1回開催

月に1回、第2給食センターにおいて栄養士、調理師、教職員および国立市立の中学校3校の給食委員で献立について意見を交換する会です。当月の献立についてこどもたちの意見を報告し、翌月の献立について材料や組み合わせ、味付け、調理法などを検討します。給食センターでは旬の食材を使ったり、季節の行事に合わせた献立を取り入れたりしながら、こどもたちの心身の成長を考えた、安心安全な献立作りを目指しています。

### 【物資納入選定委員会(学校給食用物資納入登録者選定委員会)】……7月を除き毎月1回開催

月に1回、第1給食センターにおいて職員、栄養士、国立市立の小中学校の給食委員および業者が出席し、選定委員会が行われます。翌月使用予定の食材の見本(主に肉、魚、加工品)が業者より提出され、栄養士より説明があり落札に立ち会います。食感、質感、産地、調理後の状態など、安心して食べられる食材を適正な価格で購入できるように考慮して選定されています。

---

## 広報委員会

広報委員会では、年に2回PTA広報誌『たより』を発行しました。限られた予算内で掲載内容を精選し、レイアウトの工夫を行いました。

- ・『たより』147号 令和2年7月発行 650部
  - P1 部活動紹介
  - P2、3 教職員紹介 テーマ「中学生の自分にひとこと」
  - P4 生徒会長紹介(新・旧)  
PTA会長からのメッセージ
- ・『たより』148号 令和3年3月発行 650部
  - P1、2 教職員から三年生に向けたメッセージ 「卒業するみんなへ」
  - P3、4、5 卒業生寄せ書き 「10年後の自分へ」
  - P6 A組校外学習(A組)  
国際交流活動(1年)  
進路学習(2年)

広報誌発行までの大まかな活動内容

- ・紙面構成打合せ→企画書作成→原稿依頼→原稿回収
- ・印刷会社への入稿→3回の校正作業→配布
- ・印刷会社とは対面、メール、郵送でのやりとり  
広報担当教員とは、対面、メールでの打合せ



## 文化委員会

今年度はコロナ感染予防のため、合唱コンクールが中止となり、行事がなくなりました。そのため、コロナ禍でもできることがないか、7～9月に文化委員で話し合いをしてきました。文化委員で企画した内容が、学校側と同様の内容だったため、中止する判断としました。(10月)その後、小規模での講演会やセミナー開催も検討しましたが、現状での活動は、感染の危険性が高いと判断しました。(11月)  
来年度の文化委員へ引継ぎ(講演会の提案等)を行います。

---

## 安全委員会

### 【ピーポくんの家活動】

- 9月 「ピーポくんの家ご協力のお願い」印刷配布、回収後リスト作成
- 10月 協力世帯名簿を学校と市役所へ提出、市役所より協力世帯へ配布する資料を受け取る  
協力世帯を訪問、資料配布とご挨拶、プレート交換
- 3月 協力世帯へお礼と次年度継続の確認とお願いに訪問

### 【校外安全パトロール】

- 8月 例年規模の「校外安全パトロール」中止の旨、防犯協会会長へ電話連絡、中止案内書を防犯会育成会、東区駐在所の方へ郵送配布  
小規模な校外安全パトロール(先生方・PTA執行部・安全委員会のみで行う)を企画→実施決定
- 9月 「校外安全パトロール」4コースの実測設定、コース振り分け表作成  
「校外安全パトロールのお願い」を関係各位へ配布  
「校外安全パトロール」実施(中・東・富士見台・大学通り4コース)、危険箇所アンケート回収  
腕章・ベストを洗濯・消毒し、備品収納庫へ保管

### 【通学路危険箇所についてアンケート】

- 7月 「通学路危険箇所について」のアンケート印刷配布、回収集計
- 8月 現場確認
- 9月 危険箇所アンケート回答について副校長先生と打合せ
- 10月 「通学路危険箇所の改善に関する要望書」作成
- 11月 「通学路危険箇所の改善に関する要望書」を国立市役所(立川警察含む)に提出
- 12月 危険箇所に関する要望書についての報告を保護者へ印刷・配布
- 3月 国立市より要望書の回答を受け取る、回答報告書を保護者向けに印刷・配布、並びに東区駐在所へ見守りのお礼を兼ねて回答報告書を持参

### 【その他……腕章とベストの管理】

## 芝生委員会

学校が主体となり行っている中庭の芝生の育成のお手伝いです。具体的な活動は以下の通りです。

### 【活動内容】

- ・役員決定後に役割分担、引継ぎ時まで資料・工程表等準備→芝刈り作業他を行う。
- |      |         |       |                            |
|------|---------|-------|----------------------------|
| 令和2年 | 7/11    | 8:30～ | 芝刈り作業                      |
|      | 7/24    |       | 雨天による活動中止の確認（委員長⇄児玉先生）     |
|      | 7/25    | 8:00～ | 芝刈り作業→雨天により中止              |
|      | 8/22    | 8:00～ | 芝刈り作業、                     |
|      | 8/27    |       | 備品購入提案資料作成→児玉先生へ提出         |
|      | 9/11    |       | 雨天による活動中止の確認（委員長⇄児玉先生）     |
|      | 9/12    | 8:00～ | 芝刈り作業→雨天により中止              |
|      | 10/ 3   | 8:00～ | 芝刈り作業                      |
|      | 10/17   | 9:30～ | 芝刈り作業→雨天により中止              |
|      | 10/31   | 9:00～ | 芝刈り作業・肥料・新しい土入れ            |
|      | 11 - 3月 |       | 芝生養生期間のため作業停止、2/19 活動報告書提出 |
| 令和3年 | 4/17    |       | 芝刈り作業                      |
|      | 5/15    |       | 芝刈り作業                      |

### 【所感】

今年度はコロナ禍のため役員7名のみで縮小、先生方や用務の方のお力添えをいただきながらの活動となりました。また、校長先生の芝生管理の思いを伺う機会があり、役員意志統一にも繋がり自然と協力体制ができました。少人数のメリットを生かしLINE上での相互連絡、活動時は都度意見を交わし役割を自覚・改善を図ることで作業効率も向上、チームワークを高めることに注力しました。

### 【翌年度の作業日程の計画・決定】

- |      |       |                       |
|------|-------|-----------------------|
| 令和3年 | 4/12～ | 引継ぎ事項検討、作業日程の決定、資料作成等 |
|------|-------|-----------------------|

## 選出委員会

選出委員会は、翌年度のPTA会長・副会長の選出に向けて、活動いたします。

- |     |   |
|-----|---|
| 9月末 | ・11月に配布するお便りをオンライン化する為の作業開始   |
| 10月 | ・選出委員用にgoogleアカウントを作成<br>・QRコード及びフォームを作成、内容チェック<br>・「選挙公示案内（在校生用）」のおたより作成           |
| 11月 | ・「選挙公示案内（在校生用）」のおたより印刷・配布（届け出締切：12/21）  |
| 12月 | ・「選挙公示案内（新一年生用）」のおたより作成   |
| 1月  | ・「選挙公示案内（新一年生用）」のおたより印刷<br>・新入生説明会出席にて配布（届け出締切：1/15）<br>・次年度の会長副会長被推薦者に「話し合いの会」出席依頼 |
| 2月  | ・「話し合いの会」用のお茶等購入<br>・2/6（土）「話し合いの会」開催   |
| 3月  | ・総会資料作成   |
| 5月  | ・総会にて正副会長承認手続き施行  |

## 一学年 学年委員会

### <主な活動内容>

- ・ 修学旅行業者選定 10/28
  - ・ 一中グッズリサイクルプリント 作成・印刷・配布 3/17 3/22
  - ・ 一中グッズリサイクル 12/24 4/19(保護者会時)
  - ・ P T A 委員選出進行 4/19(保護者会時)
  - ・ 担任へ贈るメッセージカード等準備 2月末～3月
- 

## 二学年 学年委員会

### <主な活動内容>

- ・ P T A 委員選出進行 4/16(保護者会時)
  - ・ 一中グッズリサイクル 4/16(保護者会時)
- 

## 三学年 学年委員会

### <主な活動内容>

- ・ 学年委員会開催 10/10
  - ・ 卒業式に担任の先生に贈る花束等の準備 2～3月
  - ・ 卒業記念品準備 10月～3月
- 

## A組代表

### <主な活動内容>

- ・ 引継資料作成 3月
- ・ 担任へ贈る花束等準備 3月

## バレーボールサークル

P T Aバレーボールサークルは毎週水曜日と金曜日の夜 6 時半から 8 時半まで、体育館で活動しています。O B、O Gでも参加している方もおられます。ウォーミングアップの後は、ゲーム形式を中心に楽しくプレーしています。バレーボール未経験者でも楽しくプレーするのが一中P T Aバレーのモットーです。経験者によるサポートもありますので初心者の方も安心して参加できます。

毎年 11 月に開催される国立市小中学校P T Aバレーボール大会への参加が最大のイベントです。昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、大会は残念ながら中止となり、練習も緊急事態宣言を受けて休みが続きしました。

メンバーは随時募集しており、見学も大歓迎ですが、現在は、人数を制限しながらの練習しているため、事前に連絡をいただいています。

### <主な活動>

- 通年 三小、五小、七小と合同練習・練習試合など
- ・練習日時 毎週水曜日、毎週金曜日 午後 6 時半～8 時半
  - ・練習場所 国立一中体育館
  - ・会費 無料

---

## コーラスサークル

令和 2 年度から新型コロナ感染防止の観点から活動を中止しております。

活動日や練習再開のお知らせなど詳細はホームページがございますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。

【連絡先】 一中P T Aコーラス『Swing Mamma』HP : <http://www.c-sqr.net/c/lchuchorus/>

## 国立市立学校給食センター運営審議会令和二年度活動報告

令和2年7月30日(木) 令和二年度 第1回 国立市立学校給食センター運営審議会

- 議 題
- ①委嘱状交付
  - ②令和2年度役員選出について
  - ③令和2年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定について
  - ④令和2年度学校給食センターの事業計画について
  - ⑤その他

令和2年9月24日(木) 令和二年度 第2回 国立市立学校給食センター運営審議会

- 議 題
- ①令和2年度事業報告
  - ②学校給食食材等の放射性物質の測定検査および産地について
  - ③学校給食費収支状況について
  - ④新学校給食センターに関わる事業者評価委員会開催スケジュール(案)について
  - ⑤その他

令和2年11月26日(木) 令和二年度 第3回 国立市立学校給食センター運営審議会

- 議 題
- ①事業報告について
  - ②視察研修について
  - ③その他

令和3年1月28日(木) 令和二年度 第4回 国立市立学校給食センター運営審議会  
他市視察研修 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、視察研修中止

令和3年2月25日(木) 令和二年度 第5回 国立市立学校給食センター運営審議会

- 議 題
- ①事業報告について
  - ②学校給食費の収支状況について
  - ③令和3年度事業計画について
  - ④その他

※市立学校給食センターの年度運営は7月から翌年6月までのため、学校の年度暦とは整合しておりません。

これまでの主な審議内容は、下記の通りです。

- ・新学校給食センターについて(令和五年度2学期より開始予定)
- ・学校給食費の収支状況

運営審議会についての詳しい内容は、国立市のホームページに掲載されています。  
関心のある方は是非お読みください。

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kyouikuiinkai/kyushoku/shingikai/index.html>



報告者 令和二年度 一中審議会委員

# 国立第一中学校PTA 令和2年度 会計報告書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

【単位：円】

収入総額	支出総額	今年度残高
1,326,732	717,406	609,326

## <収入の部>

項目	予算額	実績額	付記
繰越金	545,527	545,527	
会費収入	783,000	781,200	@1,800×433名、@1,200×1名、@600×1名
雑収入	0	5	預金利子
計	1,328,527	1,326,732	

## <支出の部>

項目	予算額①	実績額②	差額①-②	付記	
運営費	事務費	80,000	51,883	28,117	消耗品(トナー・マスター、コピー用紙等)
	慶弔費	30,000	5,000	25,000	
	小計	110,000	56,883	53,117	
活動費	正副会長活動費	5,000	2,759	2,241	事務用品費、通信費
	書記活動費	2,000	0	2,000	
	給食委員費	5,000	0	5,000	
	広報委員費	200,000	161,296	38,704	「たより」印刷代
	文化委員費	50,000	0	50,000	
	安全委員費	3,000	1,204	1,796	パトロール費用
	芝生委員費	2,000	0	2,000	
	選出委員費	3,000	2,100	900	話し合いの会費用
	バレーボール	8,000	0	8,000	
	コーラス	8,000	0	8,000	
小計	286,000	167,359	118,641		
印刷機積立金	50,000	50,000	0	特別会計付記参照	
周年行事積立金	50,000	50,000	0	特別会計付記参照	
卒業生記念品代	158,400	158,840	-440	3年生 120名	
保険加入金	40,900	40,590	310	世帯数 434	
教育活動奨励費	0	179,294	-179,294	プロジェクター、ハンドソープ	
予備費	633,227	14,440	618,787	3学年花束代ほか	
計	1,328,527	717,406	611,121		

## <特別会計>

項目	前年度繰越金	積立金	利子	支出	次年度繰越金	付記
印刷機積立金	247,513	50,000	3	0	297,516	2025年頃買換え見込み
周年行事積立金	429,487	50,000	3	0	479,490	2027年80周年行事予定

上記の通りで令和3年4月3日に会計監査を受けました。

## 令和3年度活動計画（案）

主 な 活 動			
☆ 教職員と保護者のコミュニケーションを図る			
☆ 学校内外の環境整備に目を向け、改善に努める			
運 営 委 員	執 行 部	正副 会長	◇運営委員会・総会の開催、その他PTA運営全般 ◇対外的な会議への出席、学校・PTA・地域の行事への参加 ◇校内施設改善要望書提出
		書 記	◇運営委員会の記録と報告書作成 ◇PTA総会資料の作成 ◇PTA総会の記録と報告書作成 ◇PTAで発行する印刷物の整理・管理など
		会 計	◇PTA会費の管理・保険加入など ◇決算書の作成・予算案の立案など ◇用紙・インク等の管理 ◇転出入生の確認
	給食委員	◇献立作成委員会・物資納入委員会への参加 ◇試食会など給食に関する活動	
	広報委員	◇PTA広報誌『たより』の企画・取材・撮影・編集・発行	
	文化委員	◇合唱コンクール等学校行事の手伝い ◇合唱コンクール手伝いの取りまとめ	
	安全委員	◇防犯パトロール企画・実施 ◇通学路危険個所に関する要望書提出 ◇「ピーポくんの家」活動	
	芝生委員	◇芝生の維持・管理作業 ◇芝刈り作業手伝いの取りまとめ	
	選出委員	◇正副会長の選出に関する業務 ◇総会の選挙執行	
	学年委員 (1.2.3年 .A組)	◇保護者と教職員、および保護者同士が親睦を深めるような会をもつ ◇翌年度委員選出 ◇学年に関わる活動をする ◇一中グズリサイクルを担当する	
サークル活動	◇バレーボール ◇コーラス		

# 国立第一中学校PTA 令和3年度 予算書(案)

令和3年4月1日～令和4年3月31日  
(単位:円)

## 1. 一般会計

### <収入の部>

項目	令和2年度実績	令和3年度予算案	付記
会費収入	781,200	808,200	@1,800×449(生徒家庭数+教員数)
雑収入	5	0	預金利子
前年度繰越金	545,527	609,326	昨年度残高
合計	1,326,732	1,417,526	

### <支出の部>

項目	令和2年度実績	令和3年度予算案	付記	
運営費	事務費	51,883	80,000	消耗品(インク、マスター、用紙等)
	慶弔費	5,000	30,000	
	小計	56,883	110,000	
活動費	正副会長活動費	2,759	5,000	備品・事務用品等
	書記活動費	0	2,000	備品・事務用品等
	給食委員費	0	5,000	交通費等
	広報委員費	161,296	200,000	「たより」印刷代
	文化委員費	0	50,000	謝礼金等
	安全委員費	1,204	3,000	パトロール費用
	芝生委員費	0	3,000	備品・事務用品等
	選出委員費	2,100	3,000	備品・事務用品等
	バレーボール	0	8,000	大会参加費
	コーラス	0	8,000	謝礼金
	小計	167,359	287,000	
印刷機積立金	50,000	50,000	特別会計付記参照	
周年行事積立金	50,000	50,000	特別会計付記参照	
卒業生記念品代	158,840	203,280	@1,320×154名	
保険加入金	40,590	42,000	@100×420(生徒家庭数)	
予備費	14,440	675,246	注1参照	
教育活動奨励費	179,294	—	注2参照	
翌年度繰越金	609,326	—		
合計	1,326,732	1,417,526		

注1) 学年単位で活動を行う際、事前に運営委員会で審議のこと。

注2) 翌年度繰越金が200,000円を超過した場合、超過額を上限に教育活動奨励費として翌年度に使用できる。その際は事前に運営委員会で審議のこと。

## 2. 特別会計(積立金)

項目	前年度繰越金	積立予算案	付記
印刷機積立金	297,516	50,000	2025年頃印刷機買い換え見込み
周年行事積立金	479,490	50,000	2027年80周年行事予定



# 会則改正提案について

以下の通り、会則の改正を提案いたします。

## [改正前]

- 第一章 名称と事務所**  
第一条 この会は、東京都国立市立国立第一中学校PTAと称し、事務所を同校内（国立市東4-24-1）におく。
- 第二章 目的**  
第二条 この会は、保護者と教職員が一体となり、地域社会の協力を得て、生徒が民主国家の一員として正しく健やかに成長し、かつ幸福な生活を営むよう努力し、あわせて会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。
- 第七章 会長、副会長**  
第十八条 2、副会長 三名（保護者二名、教職員一名）
- 第八章 会計監査委員**  
第二十四条 この会の経理を随時監査し、総会に報告するために三名の会計監査委員をおく。

## [改正後]

- 第一章 名称と所在地**  
第一条 この会は、東京都国立市立国立第一中学校PTAと称し、事務所の所在地は、国立市東四丁目24番1号（同校内）とする。
- 第二章 目的**  
第二条 この会は、保護者と教職員が一体となり、地域社会の協力を得て、生徒が民主国家の一員として正しく健やかに成長し、かつ幸福な生活を営むよう努力し、あわせて会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とし、昭和23年3月15日設立する。
- 第七章 会長、副会長**  
第十八条 2、副会長 三名以上（保護者二名以上、教職員一名）
- 第八章 会計監査委員**  
第二十四条 この会の経理を随時監査し、総会に報告するために二名の会計監査委員をおく。
- 第十三章 附 則**  
第四十九条 6、令和3年5月21日 一部改正（第一章 第一条、第二章 第二条、第七章 第十八条、第八章 第二十四条）

# 東京都国立市立国立第一中学校PTA会則（案）

## 第一章 名称と事務所

第 一 条 この会は、東京都国立市立国立第一中学校PTAと称し、事務所の所在地は、国立市東四丁目24番1号(同校内)とする。

## 第二章 目的

第 二 条 この会は、保護者と教職員が一体となり、地域社会の協力を得て、生徒が民主国家の一員として正しく健やかに成長し、かつ幸福な生活を営むよう努力し、あわせて会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とし、昭和23年3月15日設立する。

## 第三章 方針

第 三 条 この会は、教育を本旨とする民主的な団体として活動する。

第 四 条 この会は、生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。

第 五 条 この会は、国および地方公共団体に対し、適正かつ充実した教育予算を編成するようはたらきかける。

第 六 条 この会は、自主的で独立した団体であり、他のいかなる団体によっても統制され、あるいは干渉されることがあってはならない。また、特定の政党や宗派にかたよることなく、営利的な行為はおこなわない。

第 七 条 この会は、学校教育活動に協力し、学校の管理や教職員の人事については直接には関与しない。

## 第四章 活動

第 八 条 この会は、第二章の目的を達成するために、以下の活動をおこなう。

1、家庭と学校との緊密な連絡を保ち、学校がおこなう教育活動に協力する。

2、学校および地域の教育環境の向上に努める。

3、会員の教養を高め、また相互の親睦をはかる。

4、国立市内公立小中学校のPTAまたは同種の団体と協力する。

5、その他必要な活動をおこなう。

## 第五章 会員

第 九 条 会員の資格は、国立第一中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人、および同校に勤務する教職員にある。

第 十 条 会員は、世帯を単位とし、所定の会費を納めるものとする。

第 十 一 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第六章 会計

第 十 二 条 この会の経費は、会費、寄附金、およびその他の収益をもってこれにあてる。

第 十 三 条 会費は、年額1,800円とする。その徴収方法については、細則で定める。

第 十 四 条 会費の額を変更する場合、あるいは第十二条に定められた費目以外の新たな資金の獲得を決定し、または会員もしくは会員以外の者に寄附を求める場合は、総会の承認を得なければならない。

第 十 五 条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて執行される。

第 十 六 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 十 七 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第七章 会長、副会長

第 十 八 条 この会に会長、副会長をおく。

1、会 長 一名（保護者）

2、副 会 長 三名以上（保護者二名以上、教職員一名）

第 十 九 条 会長、副会長は、他の委員を兼ねることはできない。

第 二 十 条 会長、副会長は、全会員の中から、総会において、委任状を除く出席者の無記名投票によって、選挙する。立候補者が定数の場合は、総会の承認を得るものとする。但し、

副会長一名は、教職員の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。

第二十一条 会長、副会長の任期は、一年とする。

第二十二條 年度の途中で会長、副会長に欠員が生じた場合は、原則としてその会長、副会長を補充する。その場合の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

第二十三條 会長、副会長の任務は以下の通りとする。

1、会長は、この会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を招集する。また、会計監査委員ならびに選挙管理委員の会議を除くすべての会議に出席して、意見を述べることができる。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその代理をする。

## 第八章 会計監査委員

第二十四條 この会の経理を随時監査し、総会に報告するために二名の会計監査委員をおく。

第二十五條 会計監査委員は、総会の承認を得るものとする。

第二十六條 会計監査委員は、他の委員を兼ねることはできない。

第二十七條 会計監査委員の任期は、一年とする。

## 第九章 総会

第二十八條 総会は、この会の最高議決機関である。

1、総会は、全会員によって構成され、会員の五分の一以上の出席をもって、成立する。

2、総会は、定期総会、臨時総会とする。

3、定期総会は年度の初めに、また臨時総会は必要に応じて開催する。

第二十九條 定期総会は、以下のことをおこなうものとする。

- ・前年度の決算と会計監査の承認
- ・会長、副会長の決定および会計監査委員の承認
- ・活動計画と予算の決定
- ・その他必要な案件の処理

第三十條 運営委員会が開催の必要を認めた場合、または会員の五分の一以上の開催の要求があった場合は、会長は臨時総会を召集しなければならない。

第三十一條 総会議長への議事の委任を内容とする委任状による出席を認める。但し、第二十条に定められた投票の権利は、これを委任することができない。

第三十二條 総会の運営は、会員の中から選出した若干名の議長によっておこなわれる。

但し、議長の任期は総会の会期中とする。

第三十三條 総会の日時、場所および議題は、七日前までに会員に通知しなければならない。

## 第十章 運営委員会

第三十四條 運営委員会は、総会によって委任され、次の総会までの期間、この会の活動を日常的に遂行するために、会長、副会長、各学年代表ならびに各委員および教職員の代表によって構成される。

第三十五條 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第三十六條 運営委員会の任務は以下の通りである。

1、総会に提出する議案、および予算案を作成・審議し、総会から委任された案件を処理する。

2、委員会がおこなう活動に関する計画を審議し、相互の連絡調整をはかる。

3、その他、緊急な案件を処理し、必要に応じて臨時に特別委員会を設けることができる。

第三十七條 会長は、運営委員会開催の必要を認めたとき、または運営委員会構成員二分の一以上の開催要求があった場合、運営委員会を招集しなければならない。

第三十八條 運営委員会構成員を除くすべての会員は、オブザーヴァーとして運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三十九條 この会の活動をすすめるために必要な委員会を設けることができる。

## 第十一章 選出・選挙

第四十条

1、会長、副会長の選出に関する事務全般を処理する委員会を設ける。この委員会は総会の承認を得るものとする。

2、この委員会は、選挙に関する事務全般を処理するものとする。

3、この委員会は、選挙における公平性を保つため、第二十条に定められた投票の権利を持たないものとする。

第四十一条

会員は、会長、副会長の候補者を推薦することも、また自ら立候補することもできる。推薦する場合は、本人の同意を得なければならない。選挙をおこなう七日前までに、候補者の氏名、PTAにおける経歴等を、会員に通知しなければならない。

## 第十二章 議事手続き

第四十二条

すべての会議は、それぞれの会議の構成員の中から互選された議長が、司会する。

第四十三条

第二十八条第1項に定められた総会を除くすべての会議は、それぞれの会議の構成員の二分の一以上の出席をもって、成立する。

第四十四条

議事は、会則改正の場合を除き、出席者の二分の一以上の賛成によって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第四十五条

この会則は、総会において、委任状を除く出席者の三分の二以上の賛成によって、改正することができる。但し改正案は、総会の七日前までに、会員に通知しなければならない。

第四十六条

国立第一中学校の学校長は、この会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第十三章 附 則

第四十七条

この会則の施行細則は、運営委員会によって制定することができる。但し、運営委員会が細則を改正した場合は、次の総会で承認を得なければならない。

第四十八条

この会の事務所に、以下の帳簿を整え、会員に対してはいつでも公開するものとする。

第四十九条

会員名簿、記録簿、会計帳簿、会費領収原簿、備品台帳

この会則は、1999年5月15日より施行する。

2、平成20年4月1日 一部改正（第四章 第八条 4）

3、平成20年5月10日 一部改正（第一章 第一条）

4、平成24年5月12日 一部改正（第七章 第二十条、第八章 第二十五条、第十一章 第四十条および第四十一条）

5、平成29年5月13日 一部改正（第八章 第二十五条、第九章 第二十九条および第三十一条、第十一章 第四十条および第四十一条）

6、令和3年5月21日 一部改正（第一章 第一条、第二章 第二条、第七章 第十八条、第八章 第二十四条）

# 細 則

- 第 一 条 1、 運営委員会に所属する委員会の任務は、以下の通りである。  
イ、この会の会員ならびに関係団体に対して、情報を伝達し、あわせて相互の意見の交換をはかる。  
ロ、充実した学校給食の実現をめざして協力する。  
ハ、会員相互の連絡と親睦をはかり、各種活動に協力する。  
ニ、その他、事務的な仕事を処理する。
- 2、 学年委員会の任務は、以下の通りである。  
イ、学年固有の教育問題についての理解を深め、教育環境の向上をめざして、学校と家庭との協力を緊密にする。  
ロ、会員相互の向上をはかるために活動する。  
ハ、会員相互の連絡と親睦をはかり、各種活動に協力する。
- 第 二 条 委員の選出
- 1、 運営委員会  
それぞれの学級から、原則として二名以上で選出された委員によって、構成される。委員は、当該総会資料の活動計画に記載されている委員会に属する。
- 2、 学年委員会  
イ、学年ごとに編成された学年委員会は、帰属するそれぞれの学級から、原則として二名ずつ選出された委員によって、構成される。委員の中から互選された学年正副代表は、運営委員会に参加する。  
ロ、特別支援学級A組に帰属する会員の中から選出された学年委員は学年委員会に所属し、代表一名は運営委員会に参加する。  
ハ、学年正副代表からの委任状を持参して代理の学年委員が運営委員会に出席した場合、学年正副代表と同じ権利を保障する。
- 3、 教職員  
当該総会資料の活動計画に記載されている委員会担当教職員を、選出する。
- 第 三 条 給食審議委員は、給食委員会および運営委員会において、給食審議会に関する報告をおこない、また意見を求めることができる。
- 第 四 条 会費は、原則として年額を一括納入する。但し転入した会員に関しては、一学期に転入をした場合は全額を、二学期に転入をした場合は三分の二の金額を、三学期に転入をした場合は三分の一の金額を徴収するものとする。  
特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。
- 第 五 条 慶弔規定
- 1、 この規定は、国立第一中学校PTA慶弔規定という。  
2、 この規定は、国立第一中学校PTA会員ならびに会員の家族に祝意および弔慰を表すことを定めるものである。  
3、 祝意および弔慰を表す額は、以下のように定める。
- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| イ、教職員が結婚した場合および第一子が誕生した場合    | 5,000 円  |
| ロ、生徒が死去した場合                  | 10,000 円 |
| ハ、生徒の保護者、教職員が死去した場合          | 10,000 円 |
| ニ、教職員の配偶者が死去した場合             | 5,000 円  |
| ホ、会員の家庭が火災などで罹災し、著しい被害を被った場合 | 5,000 円  |
- 4、 この規定に定めのない場合は、運営委員会に諮って決定する。
- 第 六 条 この細則は平成19年5月19日より施行する。
- 2、平成24年5月12日 一部改正（第二条 1）  
3、平成27年4月27日 一部改正（第二条 2 ロ）  
4、平成31年5月11日 一部改正（第二条 2 ハ、第二条 3）